

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成28年7月19日)

- 1 低入札調査基準価格の引き上げについて 【県土総務課】……1ページ
- 2 (有)平井工業の贈賄事件に対する行政処分について 【県土総務課】……2ページ
- 3 道路法面緊急点検後の対応状況について 【道路企画課】……4ページ
- 4 第7回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について  
【道路建設課】……6ページ
- 5 平成28年度第1回湖山池会議の開催概要について 【河川課】……14ページ
- 6 境港～敦賀港～苫小牧港 内航RORO船トライアル輸送の実施について  
【空港港湾課】……15ページ
- 7 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
【道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課】……16ページ

県土整備部



# 低入札調査基準価格の引き上げについて

平成28年7月19日  
県土総務課

県の建設工事及び測量等業務の低入札調査基準価格については、国の算定式（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）を準用しており、平成28年4月の国の改正に準じて下記のとおり調査基準価格を引き上げ、8月から適用する予定です。

## 1 建設工事の調査基準価格<予定価格2億円（建築一般は4億円）以上に適用>

区分	改正前	改正後
土木工事 (建築工事)	$\text{直接工事費} \times 0.95 \quad (0.92) +$ $\text{共通仮設費} \times 0.90 \quad (0.85) +$ $\text{現場管理費} \times 0.80 +$ $\text{一般管理費} \times 0.55$ (予定価格の概ね 88%)	$\text{直接工事費} \times 0.95 \quad (0.92) +$ $\text{共通仮設費} \times 0.90 \quad (0.85) +$ $\text{現場管理費} \times 0.90 +$ $\text{一般管理費} \times 0.55$ (予定価格の概ね 89%)

## 2 測量等業務の調査基準価格<予定価格100万円以上に適用>

区分	改正前	改正後
土木関係建設コンサルタント業務	$\text{直接原価} +$ $\text{その他原価} \times 0.9 +$ $\text{一般管理費等} \times 0.4$ (予定価格の概ね 77%)	$\text{直接原価} +$ $\text{その他原価} \times 0.9 +$ $\text{一般管理費等} \times 0.45$ (予定価格の概ね 78%)
地質調査業務	$\text{直接調査費} +$ $\text{間接調査費} \times 0.9 +$ $\text{解析等調査業務費} \times 0.75 +$ $\text{諸経費} \times 0.45$ (予定価格の概ね 78%)	$\text{直接調査費} +$ $\text{間接調査費} \times 0.9 +$ $\text{解析等調査業務費} \times 0.8 +$ $\text{諸経費} \times 0.45$ (予定価格の概ね 80%)
補償コンサルタント業務	$\text{直接原価} +$ $\text{その他原価} \times 0.9 +$ $\text{一般管理費等} \times 0.4$ (予定価格の概ね 77%)	$\text{直接原価} +$ $\text{その他原価} \times 0.9 +$ $\text{一般管理費等} \times 0.45$ (予定価格の概ね 78%)
(参考) 測量業務	$\text{直接測量費} +$ $\text{測量調査費} +$ $\text{諸経費} \times 0.45$ (予定価格の概ね 77%)	変更なし  (予定価格の概ね 77%)

(参考) 建設工事等の低入札対策  
<建設工事>

予定価格 250万円		2億円 (建築一般は4億円)	
入札			
随意契約	最低制限価格制度	低入札価格調査制度	
	最低制限価格 (予定価格の92%程度)	調査基準価格 (予定価格の89%程度)	
	失格	低入札価格調査を実施	
		失格基準 (予定価格の85%程度)	
		失格	

<測量等業務>

予定価格 100万円	
入札	
随意契約	成果品重点確認価格 (予定価格の85%程度)
	成果品の重点確認を実施 調査基準価格 (予定価格の77~80%程度)
	H21.2から失格基準として運用中 失格

\*最低制限価格、失格基準は、平成28年4月に引上げ済み

## (有) 平井工業の贈賄事件に対する行政処分について

平成28年7月19日  
県 土 総 務 課

(有)平井工業の元代表取締役が米子市発注工事に係る贈賄容疑で逮捕され、平成28年7月1日に贈賄罪で懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、同月4日その刑が確定した。当該贈賄事件の刑の確定に基づき、(有)平井工業に対して、次のとおり建設業法に基づく1年間の営業停止(役員に対しては営業禁止)を行うことを検討しています。

### 1 事案の概要

(有)平井工業の元代表取締役が、米子市発注の道路維持補修工事に關し、便宜を図ってもらった見返りとして同市次長兼維持管理課長へ数万円分の商品券を渡したとして、平成28年3月11日に贈賄容疑で逮捕された(逮捕前の3/1に代表取締役を辞任)。同年7月1日に贈賄罪で懲役1年(執行猶予3年)の判決が言い渡され、被告及び検察の上訴権の放棄により同月4日に刑が確定したもの。

なお、同社に対する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第34条の規定に基づく入札参加資格の停止は、平成28年3月15日から1年間を措置済み。

### 2 検討する行政処分の概要

#### (1) 法人に対する営業停止

**営業停止処分1年間 (建設業法第28条第3項に規定された停止期間の上限)**

【根拠規定】建設業法 第28条第3項

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 三の2の(1)のa

\*監督処分の基準：統一的な処分を行うために国交省において定めた基準で、本県行政手続条例に基づき定めた不利益処分基準により、本県の行う監督処分は当該基準に基づき実施する旨を公表している。

#### <営業停止を行う業務の範囲>

公開している監督処分の基準に基づき、次のとおりとする。

①地域：限定しない

②業種：限定しない

③工事の範囲：公共工事(下請契約を含む。)

⇒民間工事(国、地方公共団体からの補助金等の交付を受けて行うものを除く。)については停止しない。

【根拠規定】建設業法 第28条第3項

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準二の2の(1)～(3)

#### (2) 役員に対する営業禁止

**営業禁止処分の期間・範囲＝上記営業停止(法人に対する処分)と同じ**

【根拠規定】建設業法 第29条の4

### 3 現在契約中の県工事

7月19日現在で契約中の工事は、次の1件である。

「精進川河川改修工事(自動堰下部工2期)」契約額93,420千円 工期～H28.8.31

## ■建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）抜粋

（指示及び営業の停止）

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。）若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一・二 略

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～八 略

2 略

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（営業の禁止）

第二十九条の四 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業を営む者に対して第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはその役員等及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人（当該処分の日前六十日以内においてその役員等又はその政令で定める使用人であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人（当該処分の日前六十日以内においてその政令で定める使用人であつた者を含む。次項において同じ。）に対して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、新たに営業を開始すること（当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員等になることを含む。）を禁止しなければならない。

## ■建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準

二 総則

2 監督処分の対象

(1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあつては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあつては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあつては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

(2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が他と区別された特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなときは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

三 監督処分の基準

2 具体的基準

(1) 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a 代表権のある役員（建設業者が個人である場合においてはその者。以下同じ。）が刑に処せられた場合は、1年間の営業停止処分を行うこととする。

\*建設業法第28条の規定の趣旨から、不正行為を行った時点での役職で判断

# 道路法面緊急点検後の対応状況について

平成28年7月19日  
道路企画課

島根県の落石事故を受け、5月に実施した道路法面緊急点検後の応急仮工事等の対応状況について、報告します。

## 1. 応急仮工事实施状況

- 緊急点検376箇所のうち、大型土のう設置等の応急仮工事による対応が必要な69箇所について、点検後の6月から工事着手。
- 6月末までに県道智頭用瀬線（鳥取市用瀬町赤波）など61箇所で応急仮工事が完了。残る8箇所についても現時点で全工事が完了。

## 2. 法面詳細調査結果と対応

- 法面上部が急斜面で職員による緊急点検が出来なかった国道482号（若桜町茗荷谷）など3箇所の法面でコンサルタントによる法面詳細調査を実施し、6月末までに調査が完了。
  - 国道482号（若桜町茗荷谷）では不安定な転石が確認されたため、速やかに応急仮工事に着手し7月5日までに転石除去が完了。
  - 県道倉吉福本線（三朝町福本）、県道東郷羽合線（湯梨浜町藤津）は、詳細調査の結果、転石は安定しており、直ちに落石につながる転石、浮き石が無いことが確認された。（応急仮工事は不要）

箇所数	調査箇所数	点検時対応 (たたき落とし等)	対応状況							緊急対応 不要箇所
			点検後対応					法面詳細調査		
			応急仮工事					転石除去	緊急対応不要	
大型土のう	仮設防護柵	転石除去	既存施設補修	計						
箇所数	376	17	10	22	29	8	69	1	2	287

## 3. 要対策箇所（376箇所）の今後の対応

- 定期パトロール、異常時パトロールによる監視を継続。
- 災害防除事業による、落石防護柵、落石防止ネットなどの抜本的な落石対策工事の促進を図る。

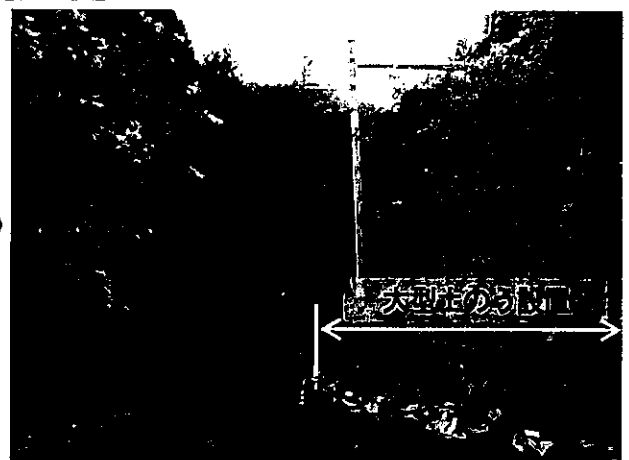
### 〈応急仮工事实施状況〉

#### ① 大型土のう設置（県道智頭用瀬線：鳥取市用瀬町赤波）

【施工前】



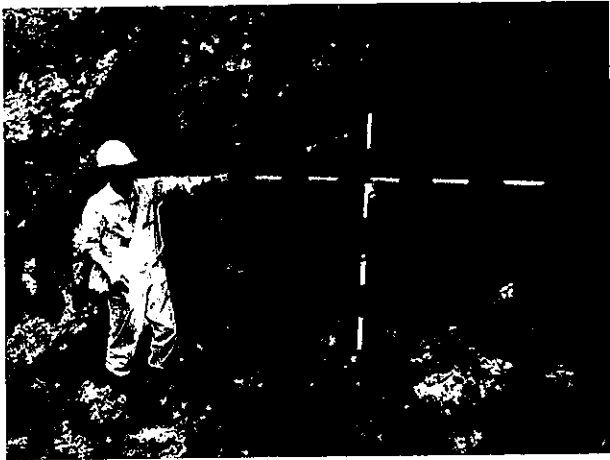
【施工後】



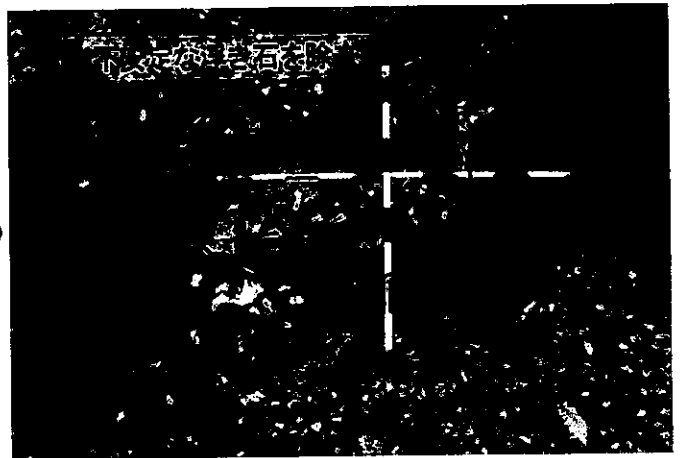
※ 要対策（大型土のう設置）

② 転石除去（県道木地山倉吉線：三朝町木地山）

【施工前】

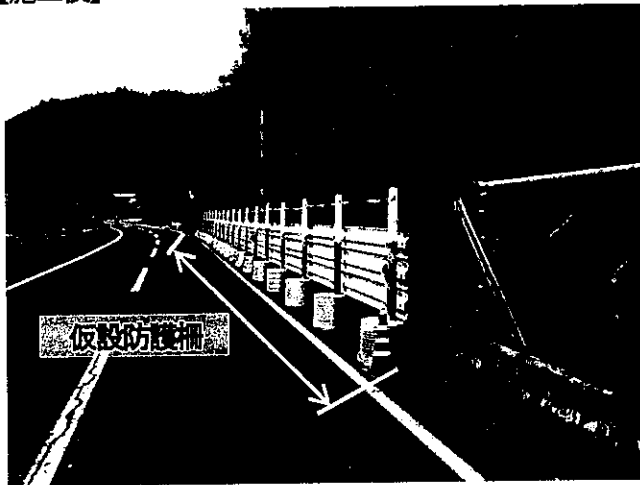


【施工後】



③ 仮設防護柵設置（県道若桜下三河線：若桜町吉川）

【施工後】



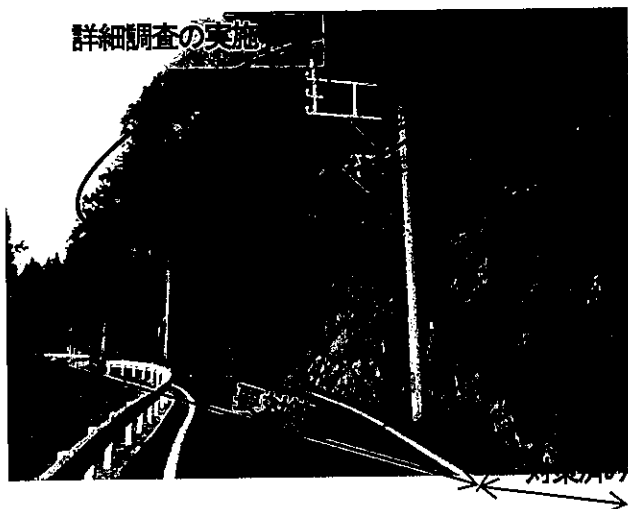
④ 既存施設の補修（県道三朝中線：三朝町中津）

【施工前】



《法面詳細調査結果と対応》

① 法面詳細調査の結果により転石除去を実施し完了（国道482号：若桜町茗荷谷）



転石が多数確認されたため、応急仮工事で転石を撤去

## 第7回米子駅南北自由通路等整備事業協議会の概要について

平成28年7月19日  
道路建設課

7月8日に「第7回米子駅南北自由通路等整備事業協議会」（県・米子市・JR米子支社：事務局米子市）を開催したので、その概要を以下のとおり報告します。

### 1 概算事業費等について

○市から、昨年度実施した自由通路等の予備設計結果及び概算事業費について、次のとおり報告があった。

#### ①予備設計結果（資料1）

【自由通路計画概要（延長105m、幅員6.0m）】

【平成26年度検証からの主な変更点】

- ・高齢者等の利用を考慮し、通路中間部に「休憩スペース」を設置（展望機能を兼ねる）
- ・利便性を考慮し、北側階段を「両袖階段」に変更
- ・駅南広場の土地利用を考慮し、南側階段（左側）を「回り階段」に変更

【駅南広場計画概要（面積5,545㎡）】（※平成28年4月21日常任委員会で報告）

【平成26年度検証からの主な変更点】

- ・機能面での大きな変更はないが、利便性を考慮して観光バス駐車場の配置等を見直し、面積が4,730㎡から5,545㎡（+815㎡）に増加。

#### ②概算事業費（資料2）

○上記予備設計の中で概算事業費の精査を行うとともに、計画変更による増及び補償予備調査によるJR米子支社ビル・駅ビルの再築補償費の追加計上など、平成26年度検証の概算事業費約50億円（支社ビル・駅ビル補償費含まず）が、60.1億円（約10億円の増）となった。

（単位：百万円）

	H26検証	H27検討	差	主な理由
工事費	2,418	2,353	△ 65	両袖階段としたことによる増、H26検証の一部を補償費へ移行したことによる減
測量試験費等	144	320	176	詳細設計費の計上による増
補償費	1,877	2,883	1,006	新支社ビル及び新駅ビル等の再築補償費の計上による増、減耗分の控除による減
用地費	211	240	29	自由通路、駅南広場の面積増
消費税	372	214	△ 158	補償費を消費税対象外としたことによる減
合計	5,022	6,010	988	

### 2 今年度のスケジュールについて

○市から、自由通路・駅南広場の都市計画決定スケジュール等について、次のとおり報告があった。（資料3）

- ・ 8月～10月 パブリックコメント・住民説明会、関係機関協議（県、JR、公安委員会等）
- ・ 11月 市からJRへの文書協議（都市計画法第23条第6項）
- ・ 12月 市へのJRからの回答（都市計画の同意）
- ・ 1月 米子市都市計画審議会、県知事協議（市→県）
- ・ 2月 都市計画決定（市）、事業認可申請（市→県）
- ・ 3月 事業認可（県）

### 3 新JR支社ビル等について

○JRから、新支社ビルは鉄道と街の融合の拠点という市の考えに対応するため、最適な位置に造れるよう、詳細に調査をおこなっており、12月の都市計画の同意回答と併せて、建設位置を示す予定であるとの報告があった。  
また、新駅ビルの調査（規模、概算工事費等）も並行して検討しているが、結果は新支社ビルの調査の後になるとの見込みが示された。

### 4 今後の対応

○市から示された概算事業費の内容を確認し、市への財政支援スキームの検討を行う。  
○次回協議会は、パブリックコメントや住民説明会の実施状況に応じて開催し、平成30年度の工事着手に向け、引き続き三者で協議・検討を進める。

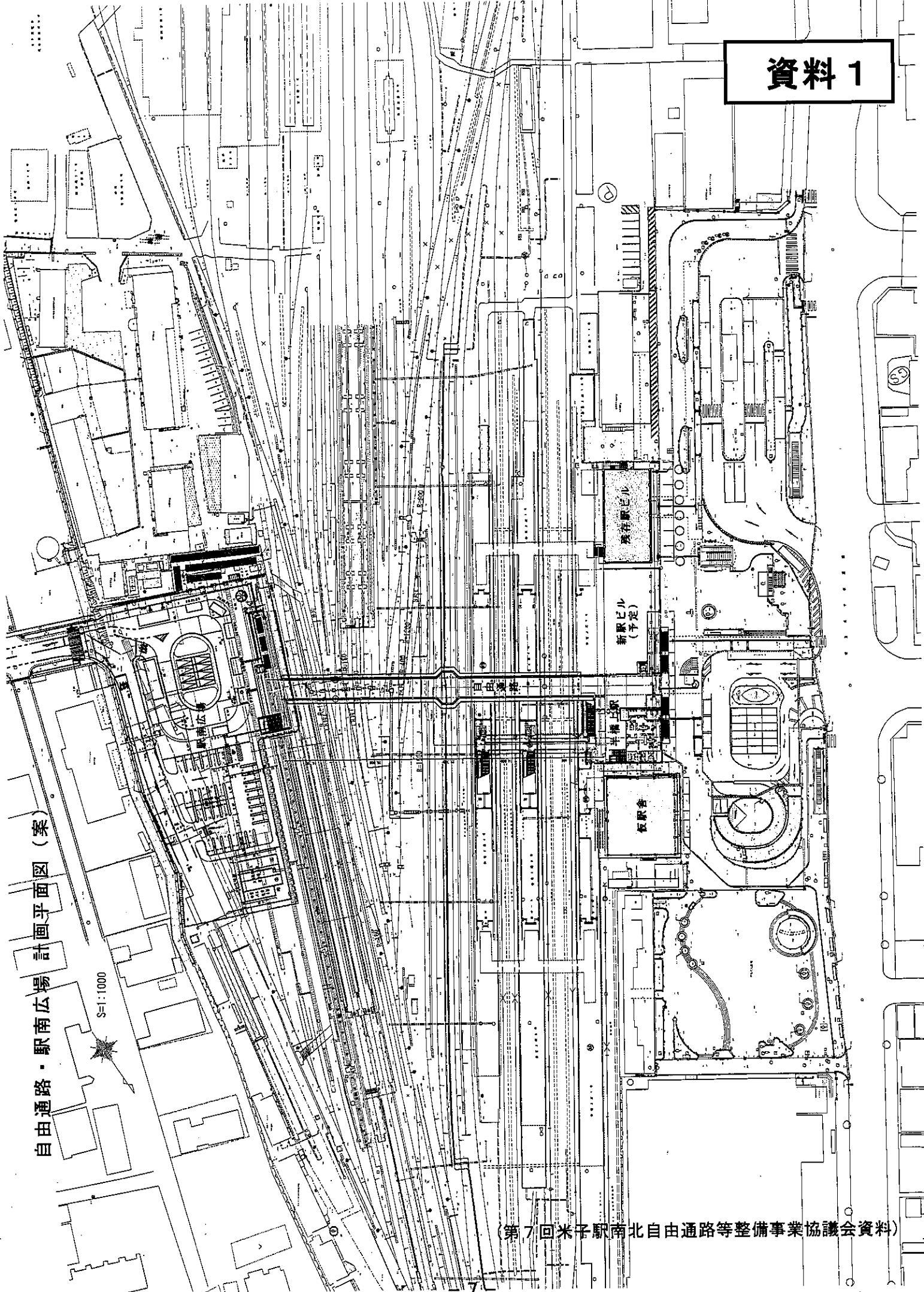
#### <参考>事業スケジュール

- ・平成27年度 補償予備調査、予備設計
- ・平成28年度 補償本調査、都市計画決定、事業認可
- ・平成29年度 詳細設計
- ・平成30年度 工事着手



自由通路・駅南広場計画平面図(案)

S=1:1000

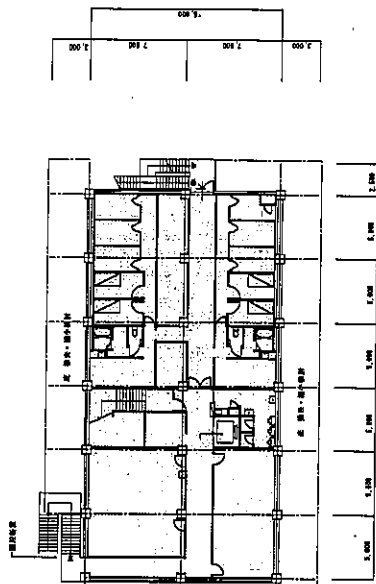


概算事業費算出のための計画図 (案)

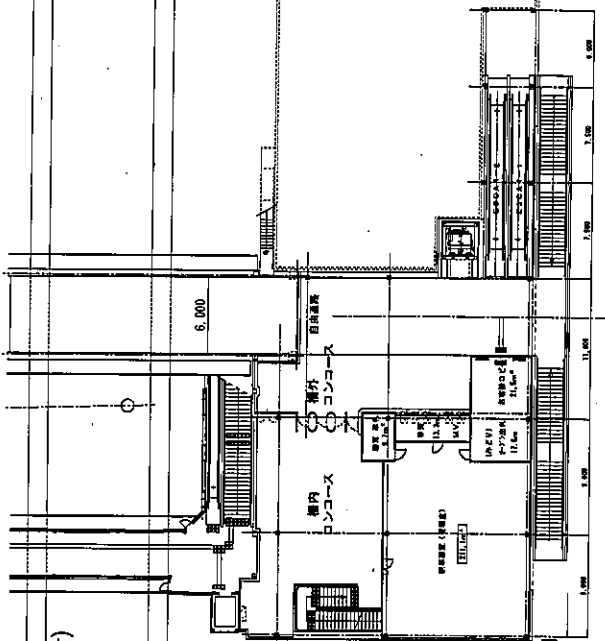
(半橋上駅及び仮駅の詳細については今後JRにおいて検討)

Vホー△線  
3番線  
1番線  
△ホー△線

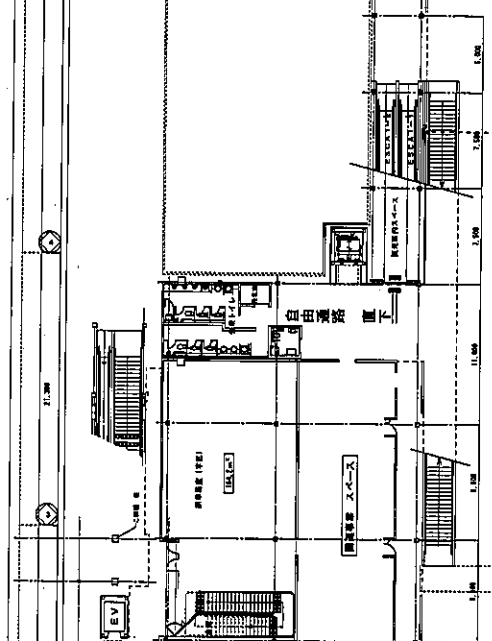
□ : 半橋上駅  
□ : 自由通路



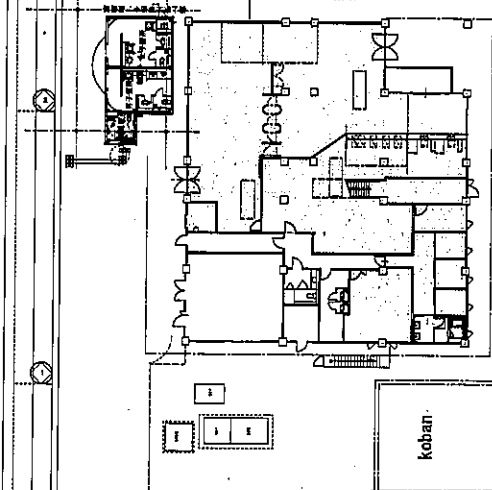
残存駅ビル 2階平面図



CTC棟 2階平面図



残存駅ビル 1階平面図



仮駅 1階平面図

□ : 仮駅範囲 (予定)

特記

017-0483  
017-0483

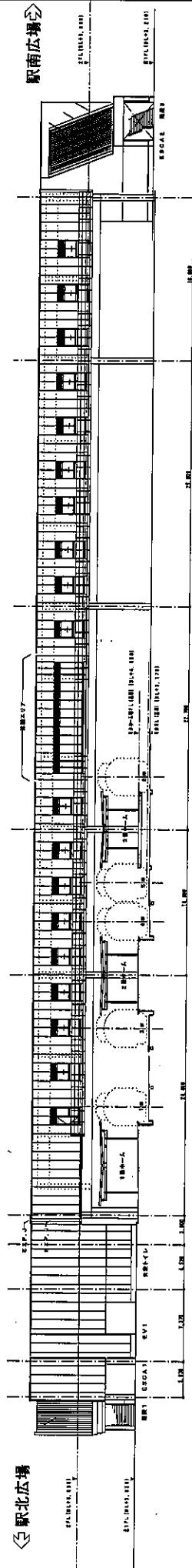
設計者  
株式会社 都市計画設計事務所

図面名  
1階、2階平面図 (仮案)

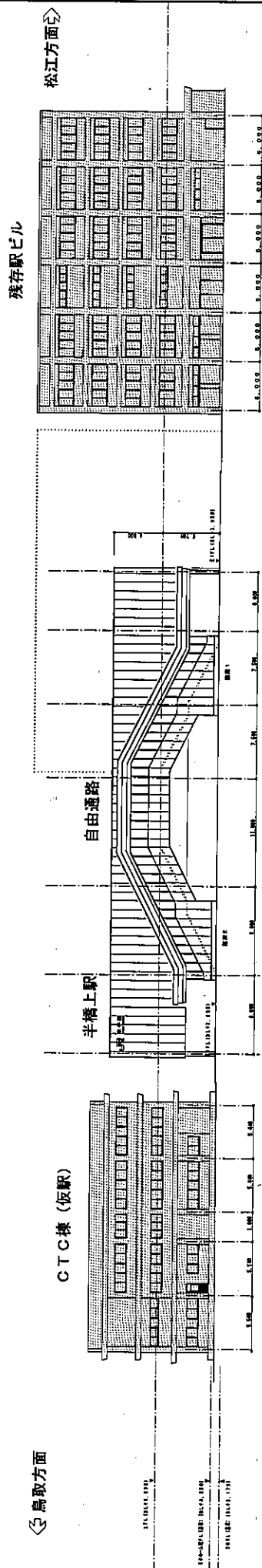
NO  
1/200 AS 1/100



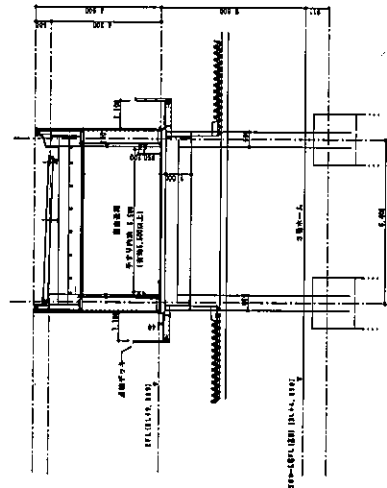
概算事業費算出のための計画図 (案)



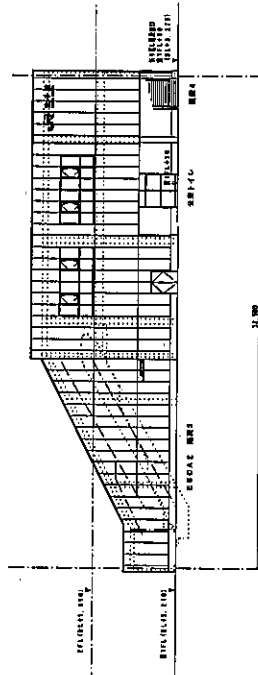
西側立面図



北側立面図



自由通路 断面図



南側立面図

工 事 名	米子駅北側自由通路等字架設計画図	NO
工 種 名	立構図 (1)	A-18
SCALE	A1:1/200	
	A3:1/400	

米子駅南北自由通路等整備事業 概算工事費・概算補償費比較表(平成26年度～平成27年度)

H28. 7. 8

1. 平成26年度検証業務で概算工事費及び概算補償工事費として計上した部分の比較

概算工事費	項目	H26 検証	H27 予備設計	増減	理由
①	自由通路概算工事費	2,197	2,130	-67	建築工事費は両補償段にしたことによる増、土木工事費を⑩駅南広場支障施設移転補償費へ、保線工事費を⑪自由通路支障施設移転補償費に計上することによる減
②	駅南広場概算工事費	221	223	2	
③	用地費	211	240	29	自由通路を両補償段にした面積増(1,593㎡→1,775㎡(うち買収面積350㎡))、駅南広場の機能見直しによる面積増(5,000㎡→5,545㎡)に伴う概算用地費増
④	測量試験費等	144	320	176	設計調査費等の精査(⑨設計・監理費のうち詳細設計費を計上したことによる増)
	合計(A)	2,773	2,913	140	

概算補償費(平成26年度の検証では概算補償工事費として算出)

項目	H26 検証 補償工事費として算出した項目	H27 予備設計 補償予備 補償工事費として算出した項目	増減	理由	
⑤	支障駅舎移転・撤去補償費	818	486	-332	建築・機械・電気工事費において減耗分を考慮した概算補償費で算出したことによる減
⑥	半橋上駅移転補償費	537	496	-41	電気工事費において減耗分を考慮した概算補償費で算出したことによる減
⑦	仮駅設置補償費	127	105	-22	機械工事費を精査したことによる概算補償費の減
⑧	駅南広場支障施設移転補償費	129	58	-71	土木・電気工事費において減耗分を考慮した概算補償費で算出したことによる減
小計	1,611	1,145	-466		
⑨	設計・監理費等	266	105	-161	確認申請書、登記費、設計監理費等の雑費の精査(詳細設計費を④測量試験費に計上したことによる減)
小計	266	105	-161		
合計(B)	1,877	1,250	-627		

合計(A)+(B)	4,650	4,163	-487
消費税	372	214	-158
合計(C)	5,022	4,377	-645
(A)計:2,913-用地費:240×0.08			

2. 平成26年度検証時の概算工事費の一部及び計上されていない補償費を、平成27年度補償予備調査で概算補償費として計上したもの

概算補償費	項目	H26 検証	H27 予備設計 補償予備	増減	理由
⑩	支障駅舎移転・撤去補償費	-	1,077	1,077	新支社ビル及び新駅ビル等の再築の概算補償費を計上
⑪	仮駅設置補償費	-	71	71	仮駅移転先(総合指令所)の仮設費、機能復旧費を概算補償費として計上
⑫	駅南広場支障施設移転補償費	-	95	95	①自由通路概算工事費から土木工事費を概算補償費として計上、機械設備概算補償費を計上
⑬	自由通路支障施設移転補償費	-	95	95	①自由通路概算工事費から保線工事費を概算補償費として計上、電気設備概算補償費を計上
⑭	その他の損失補償	-	154	154	動産移転料(引越費用)及び家賃減収概算補償費を計上
⑮	JR以外の営業補償費等	-	141	141	各テナント等の概算営業補償費を計上
	合計(D)	-	1,633	1,633	

3. 平成26年度検証及び平成27年度予備設計・補償予備調査による概算事業費

項目	H26 検証	H27 予備設計	増減	備考
概算事業費(G)+(D)	5,022	6,010	988	

資料 2

1. 平成26年度検証業務で概算工事費及び概算補償工事費として計上した部分の比較  
概算事業費

項目	H26検証		H27概算工事費		増減	理由
	数量	単価(千円)	概算工事費(百万円)	消費対象額(百万円)		
① 自由道路 概算工事費	建設費	1	1,735	1,897	162	概算補償に計上したことによる面積増(1,839㎡→1,756㎡)
	式	1	0	0	0	北側に1号および2号のトンネル工事費を計上
	土木	1	128	0	-128	⑩概算広場支障除根移転補償費を計上
	架線	1	54	0	-54	⑩自由広場支障除根移転補償費を計上
	電気	1	184	129	-55	電気設備費の増減
	小々計		2,099	2,032	-67	
	ILV(1号トンネル(15人乗り))	2	38	30	-8	
	ILV(1号トンネル(1000型/幅員1m))	3	88	68	-20	
	小計		2,197	2,130	-67	
	小計		203	223	20	
② 駅前広場 概算工事費	自由広場(支障)	221	223	223	0	自由広場支障除根移転補償費に1,839㎡→1,756㎡(うち買収面積350㎡)
	補助広場	36	46	46	0	駅前広場の面積増による面積増(3,000㎡→3,546㎡)
③ 用地費	194	176	194	18		
④ 測量費等	21	21	21	0		
小計	144	144	220	76		
合計(A)	273	273	2,773	2,773	0	

概算補償費(平成26年度の検証では概算補償工事費として算出)

項目	H26検証		H27概算工事費		増減	理由
	数量	単価(千円)	概算工事費(百万円)	消費対象額(百万円)		
⑤ 支障除根移転・撤去補償費 【支障除根移転・上客用田】	撤去	1	381	361	-20	撤去分を考慮した算定補償費で算出したことによる減
	式	1	134	35	-99	撤去分を考慮した算定補償費で算出したことによる減、撤去工事の一部を撤去に計上
	土木	1	302	30	-272	撤去工事の一部を撤去に計上
	電気	1	218	488	-270	撤去工事の一部を撤去に計上
	小々計		441	472	-31	
	半線路上架設補償費	1	63	8	-55	31補償対象面積の増減(662㎡→715㎡)
	式	1	441	472	-31	撤去工事の一部を撤去に計上
	土木	1	39	16	-23	撤去工事の一部を撤去に計上
	架線	1	69	8	-61	撤去工事の一部を撤去に計上
	電気	1	57	29	-28	撤去工事の一部を撤去に計上
小々計		127	105	-22		
⑥ 駅前広場支障除根移転補償費 【支障除根移転】	土木	1	19	19	0	
	式	1	41	12	-29	撤去分を考慮した算定補償費で算出したことによる減、工事費の一部を⑩駅前広場支障除根移転補償費の増減に計上
⑦ 仮設設置補償費 【仮設(毛平駅-GTG間)】	土木	1	23	23	0	
架線	1	51	8	-43	撤去工事の一部を撤去に計上	
電気	1	57	29	-28	撤去工事の一部を撤去に計上	
小々計		127	105	-22		
⑧ 駅前広場支障除根移転補償費 【支障除根移転】	土木	1	128	58	-70	撤去分を考慮した算定補償費で算出したことによる減
	式	1	1,811	1,145	-666	撤去工事の一部を撤去に計上
小計①		266	105	-161		
⑨ 設計・監理費等		266	266	0		
小計②		197	197	0		
合計(B)	273	273	2,773	2,773	0	
合計(A)+(B)	4656	4656	4,153	4,153	-487	
消費税		372	2479	214	-158	(A)計:2,919-用地費:240×0.08
合計(C)		5,022	6,377	6,377	-646	

2. 平成26年度検証時の概算工事費の一部及び計上されていない補償費を、平成27年度補償予備調査で概算補償費として計上したもの  
概算事業費

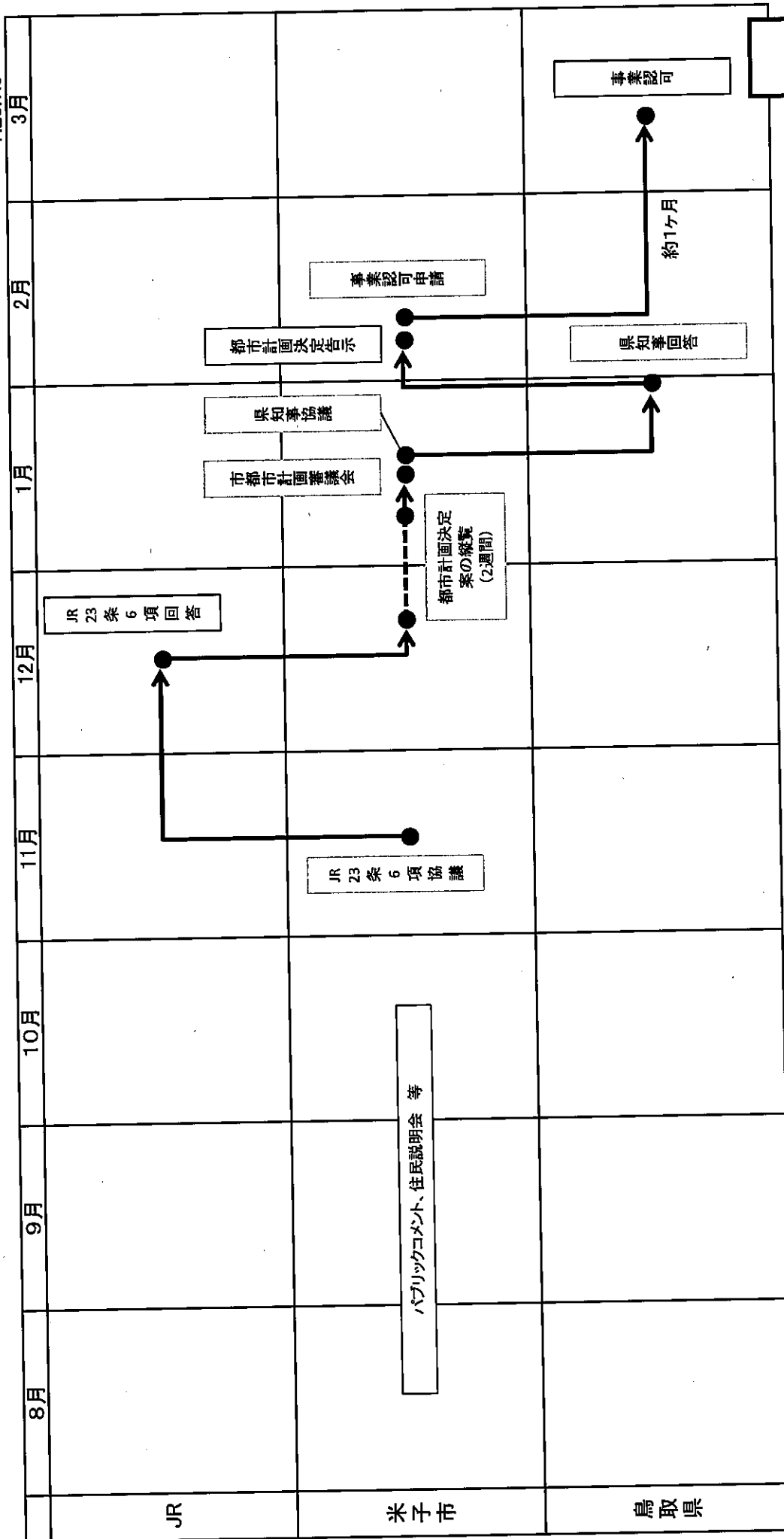
項目	H26検証		H27概算工事費		増減	理由	
	数量	単価(千円)	概算工事費(百万円)	消費対象額(百万円)			
⑩ 支障除根移転・撤去補償費 【支障除根移転・上客用田】	撤去	1	1,089	1,089	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	式	1	5	5	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	土木	1	71	1,077	1,006	71	撤去分を考慮した算定補償費を計上
	架線	1	29	47	18	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	電気	1	47	29	-18	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	小々計		154	1,268	1,119	149	
	仮設設置補償費(仮設(毛平駅-GTG間))	1	5	5	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	土木	1	14	14	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	架線	1	95	95	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
	電気	1	78	78	0	撤去分を考慮した算定補償費を計上	
小々計		171	171	0			
⑪ 自由広場支障除根移転補償費 【自由広場支障除根移転】	土木	1	85	85	0		
	式	1	154	154	0		
小計		141	141	0			
⑫ その他(普通高生じる積戻の積戻)							
⑬ JTB以外の営業補償費等							
合計(D)	273	273	2,773	2,773	0		
合計(C)+(D)	4656	4656	4,153	4,153	-487		

3. 平成26年度検証及び平成27年度予備調査による概算事業費

項目	H26検証	H27予備調査	増減	備考
概算事業費(C)+(D)	5,022	6,010	988	

平成28年度スケジュール

H28.7.8



資料 3

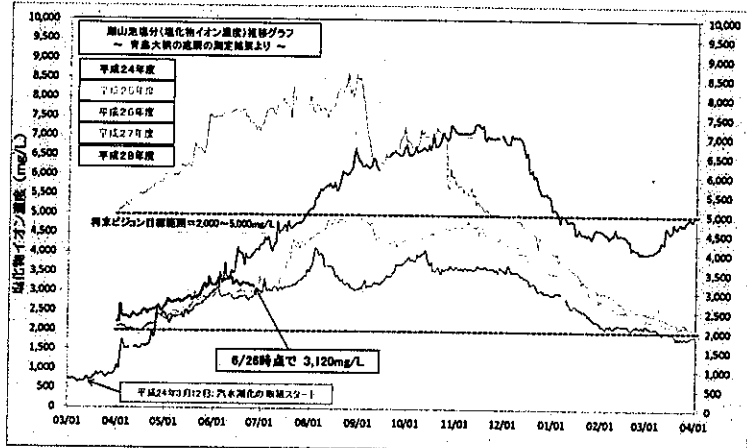
(第7回米子駅南北自由通路等整備專業協議会資料)

# 平成28年度 第1回 湖山池会議の開催概要について

平成28年7月19日  
水・大気環境課  
河川課  
水産振興局水産課

6月28日（火）に平成28年度1回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。  
（出席者：県 野川統轄監ほか関係部長、市 羽場副市長ほか関係部長）

## 1 平成28年度第1四半期の水質状況報告



### （水質の推移と動向）

- ・3月の降雨量が少なかったこともあり、塩分濃度は、前年同期に比べて300 mg/L程度高めめのスタートとなった。
- ・6月上旬までは、引き続き前年同期より300 mg/L程度高めで推移していたが、同月中旬以降の降雨により、ほぼ前年並みとなった。
- ・6月上旬、池の最深部に強い貧酸素水塊が確認されたが、同月下旬にはそれが一部軽減された。

## 2 コノシロの斃死原因についての報告

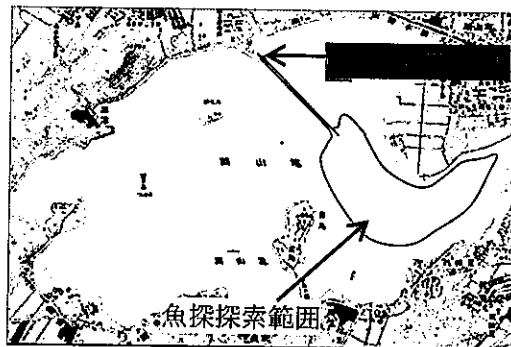
コノシロの斃死原因は、これまで考えられているとおり、次の二点が強く関与していることが考えられる。

○産卵に伴う疲弊

○深場（貧酸素域）での産卵行動によるもの

- ・昨年と同様に6月初旬より、相当量の斃死が見られ、6月20日現在2,030kg（約7,000匹）を回収した。
- ・コノシロは深場で産卵するという生態から、深場が貧酸素状態であっても産卵を行うかどうかを確認するため、魚群探知機及び刺網による調査を行った。

⇒その結果、深場が貧酸素状態となっても、コノシロは産卵のために深場に侵入することが明らかとなった。



採捕されたコノシロ

## 3 シジミ漁の振興についての報告

### （1）シジミ漁獲量が減少した原因について

- ・資源量に対して漁獲量が多すぎることが考えられる。
- ・平成25年に生まれた稚貝の生き残りが少ない。同年に湖内の塩分及び硫化物の濃度が高くなり、シジミの生存に厳しい環境となったことが考えられる。

### （2）シジミ漁業の振興策について

- ・漁協が主体となり、水産課等がサポートしながら次の振興策を検討・実施する。
  - 一日の漁獲量の規制、禁漁期の設定等による適切な資源管理
  - 天然採苗稚貝放流等の増殖事業

## 4 平成28年度の主な事業についての報告

県・生活環境部 （水・大気環境課、衛生環境研究所）	・ビオトープの造成検討（環境モニタリング委員会と連携） ⇒流入水量、水位等のデータを収集。データを一定程度揃えた後、検討会を開催し、実施設計に当たっての留意点等を確認する。
県・県土整備部（河川課）	・水門部分改築工事 ⇒本年3月から準備工事（仮設）に着手。 10月以降、本体工事に着手する予定。（来年5月完成予定）



# 境港～敦賀港～苫小牧港 内航RORO船トライアル輸送の実施について

平成28年7月19日  
空 港 港 湾 課  
境 港 管 理 組 合

中海・宍道湖・大山圏域の地域経済活性化のため、日本海側海上輸送ミッシングリンクの解消と、圏域企業の物流の効率化に繋がる内航RORO定期航路の就航に向け、昨年の境港～北九州港（SEA & RAIL）試験輸送につづき、近海郵船(株)が運行する苫小牧港～敦賀港間の内航RORO船定期航路を境港まで延伸する境港～敦賀港～苫小牧港間の2週連続試験輸送を実施しました。

今回は、物流事業者（日本通運(株)）が主体となり運送契約、集配送等を行い、また、延伸に係る経費に相当する船腹を補償するスペースチャーター方式により実施したものであり、商業ベースに近い形での試験輸送は、定期航路化へ向けた重要な取り組みとなりました。

## 【近海郵船(株)田島社長のコメント】

「切れ目ない海上輸送路の必要性は高まっており、定期航路化は荷動き、需要を見た上での判断となるが、日本海側の拡充は重要。地元の官民一体の取り組みに期待は大きい」

## ○運航スケジュール・経路

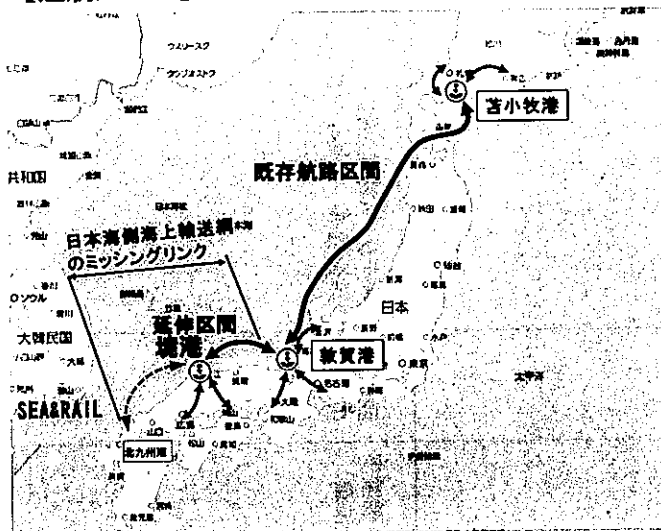
### 【1回目】

	苫小牧港	敦賀港	境港	敦賀港	苫小牧港
入港		6/19(日) 21:00	6/20(月) 9:00	6/20(月) 20:00	6/22(水) 1:00
出港	6/18(土) 21:00	6/20(月) 1:00	6/20(月) 12:00	6/21(火) 1:00	

### 【2回目】

	苫小牧港	敦賀港	境港	敦賀港	苫小牧港
入港		6/26(日) 21:00	6/27(月) 9:00	6/27(月) 20:00	6/29(水) 1:00
出港	6/25(土) 21:00	6/27(月) 1:00	6/27(月) 12:00	6/28(火) 1:00	

## 【運航ルート】



## 【使用船舶】



「ひだか」近海郵船(株)運航  
 総トン数：11,185トン  
 全 長：179.9m  
 航海速力：23ノット  
 積載能力：13mトレーラー160台  
 竣工年月：2015年1月

## ○輸送貨物

物流事業者が主体となった商業ベースに近い形で行った結果、新たな貨物（新聞用紙、天然水、建設機械など）の掘り起しや、新たな地域（北陸、近畿圏）へ拡大。

		1回目(6月20日入港分) 30台	2回目(6月27日入港分) 36台
移入	仕出地	苫小牧市、帯広市、小松市	苫小牧市、帯広市、石狩市、小松市
	貨物種類	新聞用紙、自転車、フォークリフト等 19台	新聞用紙、自転車、小豆、建機など 12台
移出	仕向地	松江市、福山市、境港市	松江市、福山市、倉吉市、和気町
	仕出地	広島市、津山市、松江市、境港市、倉吉市など	津山市、松江市、益田市、米子市、倉吉市など
	貨物種類	合板、飲料水、ガスボンベ、農機、建材など 11台	洋紙、合板、飲料水、ガスボンベ、事務用品、医薬品、農機、建材など 24台
	仕向地	大阪市、福井市、石狩市、札幌市、苫小牧市	大阪市、福井市、石狩市、札幌市、帯広市

(注) RORO船：Roll On Roll Off Ship（ロールオンロールオフ船）の略  
 トレーラーなどの車両を収納する車両甲板を持っていることで、クレーンを使わずに船の中にトレーラーやフォークリフトが自走して乗り込み、直接貨物の積み降ろしが出来る船。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		県土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
治山砂防課 〔日野総合事務所 （県土整備局）〕	荒田川砂防堰堤工事（管理用道路）	日野郡 江府町 荒田	有限会社澤田建設 代表取締役 澤田 信介	111,456,000円 （予定価格） 118,728,720円	平成28年6月29日 ～ 平成29年2月20日	平成28年6月29日	制限付 一般競争入札 （9社）

【変更分】		県土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路企画課 〔西部総合事務所 （米子県土整備局）〕	国道181号（伯耆橋工区）橋梁下部工事（A1）（防災安全交付金）	西伯郡 伯耆町 大殿	株式会社ミテック 代表取締役 湯越 正己	（当初契約額） 132,624,000円 （第1回変更後契約額） 138,039,120円 〔 5,415,120円（変更額） 〕 （第2回変更後契約額） 141,118,200円 〔 3,079,080円（変更額） 〕	平成27年8月25日 ～ 平成28年3月22日 （変更後工期） 平成28年6月30日	（当初契約年月日） 平成27年8月24日 （第1回変更契約年月日） 平成28年3月19日 （第2回変更契約年月日） 平成28年6月24日	
道路企画課 〔西部総合事務所 （米子県土整備局）〕	国道181号（伯耆橋工区）橋梁下部工事（A2）（防災安全交付金）	西伯郡 伯耆町 大殿	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成	（当初契約額） 114,696,000円 （第1回変更後契約額） 117,651,960円 〔 2,955,960円（変更額） 〕 （第2回変更後契約額） 118,214,640円 〔 562,680円（変更額） 〕	平成27年9月 1日 ～ 平成28年3月22日 （変更後工期） 平成28年6月30日	（当初契約年月日） 平成27年8月31日 （第1回変更契約年月日） 平成28年3月19日 （第2回変更契約年月日） 平成28年6月24日	

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路企画課 (西部総合事務所 米子県土整備局)	県道岸本江柿線(大内トンネル)トンネル補修工事(防災安全交付金)	西伯郡 伯耆町 大内	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 105,192,000円	平成27年9月17日 ~ 平成28年3月18日	(当初契約年月日) 平成27年9月16日	
				(第2回変更後契約額) 126,587,880円 (変更額) 〔 21,395,880円〕	(変更後工期) 平成28年6月30日	(第1回変更契約年月日) 平成28年3月17日  (第2回変更契約年月日) 平成28年6月30日	
道路建設課 (日野総合事務所 県土整備局)	国道183号河上工区道路改良工事(8工区)(交付金改良)	日野郡 日南町 宮内	有限会社澤田建設 代表取締役 澤田 信介	(当初契約額) 132,516,000円	平成27年11月17日 ~ 平成28年3月25日	(当初契約年月日) 平成27年11月17日	
				(第1回変更後契約額) 128,220,840円 (変更額) 〔 △4,295,160円〕	(変更後工期) 平成28年6月24日	(第1回変更契約年月日) 平成28年3月16日  (第2回変更契約年月日) 平成28年6月24日	
河川課 (鳥取県土整備 事務所)	大路川広域河川改修工事(山白川排水機場)(5工区)	鳥取市 宮長	株式会社トラスト 代表取締役 倉持 恭子	(当初契約額) 180,360,000円	平成27年8月3日 ~ 平成28年6月17日	(当初契約年月日) 平成27年8月3日	
				(第1回変更後契約額) 180,736,920円 (変更額) 〔 376,920円〕		(第1回変更契約年月日) 平成28年3月24日  (第2回変更契約年月日) 平成28年6月17日	

【変更分】

工 事 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
河川課 (中部総合事務所 〔県土整備局〕)	北条川放水路改修工事(護岸工)	東伯郡 北条町 弓原	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	(当初契約額) 97,524,000円	平成27年 9月11日 ~ 平成28年 3月15日	(当初契約年月日) 平成27年 9月11日	
				(第1回変更後契約額) 109,531,440円 〔 12,007,440円 (変更額) 〕	(変更後工期) 平成28年 6月30日	(第1回変更契約年月日) 平成28年 3月10日	
				(第2回変更後契約額) 114,622,560円 〔 5,091,120円 (変更額) 〕		(第2回変更契約年月日) 平成28年 6月20日	
河川課 (西部総合事務所 〔米子県土整備局〕)	加茂川河川改修工事(奈喜良橋 下部工)(交付金)	米子市 奈喜良	松越建設株式会社 代表取締役 松越 秀志	(当初契約額) 64,260,000円	平成27年10月15日 ~ 平成28年 3月25日	(当初契約年月日) 平成27年10月14日	設計図書の変更
				(第2回変更後契約額) 79,351,920円 〔 15,091,920円 (変更額) 〕	(変更後工期) 平成28年 6月30日	(第2回変更契約年月日) 平成28年 3月10日	
				(第3回変更後契約額) 104,168,160円 〔 24,816,240円 (変更額) 〕		(第3回変更契約年月日) 平成28年 6月30日	